

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想案

(素案)

目次

はじめに 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想の作成にあたって

- ・ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について
- ・ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について
- ・ 自然再生の基本的な考え方

第1章 自然再生の対象となる区域

第1節 自然再生の対象となる区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

第1節 自然再生目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2節 自然再生事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担

第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱・・・・・・・・ 4

第2節 協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3節 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 その他自然再生事業の実施に必要な事項

第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での自然再生事業の進め方・・・・・・・・ 12

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想の作成にあたって

1．霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について

かつての霞ヶ浦湾奥部の湖岸には、湿地や植生帯など多様な自然が連続していた。しかし、霞ヶ浦では、1960年代まで湖岸浅所での大規模干拓や、1970年代以降、流域の開発、湖岸の整備などによって、地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然環境にも大きな影響が及んでいる。また、人と湖との関係も薄れてきている。

このため、市街地からのアクセス性に優れ、多様な主体の参加や環境学習などでの活用が期待される場所である霞ヶ浦湾奥部 田村・沖宿・戸崎地区において、自然再生推進法(平成 15 年 1 月 1 日施行)の趣旨に基づき、湖岸環境の再生を図ることとした。

自然再生事業の推進にあたっては、全体構想の作成から、事業の実施、維持管理に至るまで、地域住民、NPO等自然再生事業に関する活動に参加しようとする者及び関係機関等との協議・連絡調整など幅広い意見交換や協働による連携が必要となる。

このことから、法の趣旨に基づき当該地区の自然再生事業について協議する「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」を平成 16 年 10 月 31 日に設立した。

2．霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想(以下「全体構想」という。)とは、自然再生推進法(平成 14 年法第 1 4 8 号)第八条の規定により、自然再生協議会である霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会(以下「当協議会」という。)が、政府の定める自然再生基本方針(平成 15 年 4 月 1 日閣議決定)に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担を定め、作成するものである。

当協議会においては、湖岸における多様な自然を再生し、「人と湖のつながりの再生」「湖岸環境の保全・再生」「湖岸景観(場)の再生」を目的に、今後全体構想に基づいた事業を実施していくこととなる。

この全体構想に基づく自然再生事業は、自然再生事業を実施する者が、全体構想との整合性等につき、当協議会との協議の結果に基づいて作成する自然再生事業実施計画により今後進めるものである。